

輝福社会役員等の報酬並び費用弁償に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人輝福社会（以下「法人」という）の役員等に対する報酬並び費用弁償に関する必要事項を定めることを目的とする。

(役員等の勤務)

第2条 本会の役員とは次のとおりとする。

理 事 長	:	非 常 勤
理 事	:	非 常 勤
監 事	:	非 常 勤
評 議 員	:	非 常 勤
評議員選任・解任委員	:	非 常 勤

(役員等の費用弁償)

第3条 前条に定める者が、その勤務のため出張する場合は、費用弁償として、旅費・日当を支給する。

2 前条の旅費・日当の支給方法は、別途定める旅費規程に準じ園長級相当とする。

(役員等の報酬)

第4条 役員等に対して、各年度の総額が定款第8条で定めた範囲内及び評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として次のとおり支給することができる。

理 事	:	日当 (5, 000円)
監 事	:	日当 (5, 000円)
評 議 員	:	日当 (5, 000円)
評議員選任・解任委員	:	日当 (5, 000円)

2 監事が監事監査のため出席したときは、園出席日数1日につき5, 000円とする。

(附 則)

1、この規程は、平成29年4月1日より「役員費用弁償及び役員報酬に関する規程」を廃止し、改正施行する

1、この規程は、平成30年4月1日より改正施行する